



NPO 法人ひょうご消費者ネット 通信

NO.22 2018.12.20.

連載「前理事長・山崎省吾の野望－その2」

「兵庫県の誇れる点と今後の問題点について」

副理事長 山 崎 省 吾



1、兵庫県が全国でだんとつ一位

皆さんは、消費者庁が推進している「高齢消費者・見守りネットワーク」という制度をご存じですか。正確には「消費者安全確保地域協議会」というのですが、特に高齢消費者の消費者被害について、高齢消費者をめぐる家族・地域住民・行政・福祉関係者・警察・弁護士・司法書士らが情報を持ち寄り共有して、高齢被害者の消費者被害を未然に防ごうとする制度なのです。

平成26年の消費者安全法で定められて以来、全国津々浦々5万人以上の全市町で実施することが消費者庁の地方消費者行政の重点政策目標になっています。しかし、地方自治体の協力が必要なためにこれまで目標のわずか15%程度も達成されていない現状です。そこで、消費者庁としては目標実現のために躍起になっているところです。

ところが、兵庫県は、この見守りネットワークの設置状況において圧倒的に全国1位なのです。広域連携の形ではあるものの、平成30年11月末日現在で、①兵庫県42 ②福岡県29 ③徳島県19 ④埼玉県12 ⑤北海道・山梨県10であり、だんとつのトップです。全県達成の直前にあります。これに対して東京都はたった5つで、大阪府も7つしか出来ていません。これは、兵庫県が消費者庁からいわれる前から同様のネットワークシステムを先に作りあげてきていたためであり「さすが兵庫県は消費者問題対策の先進県だ」と誇れる点なのです。（※資料1参照）

ただし、実質的にみても、年1回各地区10箇所のブロック会議（広域連携会議）がなされているだけの現状であり、日常的に福祉部門と消費者部門との縦割り状態が解消されているかといふとなかなかそうはいっておりません。「器」は日本一になっているのですから、「中味」も日本一にしなければなりません。山崎省吾は、当ひょうご消費者ネットの副理事長であるとともに、兵庫県弁護士会の消費者保護委員長でもありま

すから、この見守りネットワークを実質化させるために、県下合計10ブロックのネットワーク会議に専門の消費者弁護士を1人ずつ地区担当として配置していき、いつでもこれらの見守りネットワークの参加者が、地区担当弁護士に対して気軽に相談できるような日常的体制を作っていきたいと思っています。

2、地方消費者推進交付金について

ところで皆さんは、地方消費者推進交付金という制度をご存じですか。

この地方消費者推進交付金というのは、国から地方自治体への消費者行政支援のための交付金であり、この予算が全国各地の「消費者センターや消費者相談窓口」の設置や維持・運営を経済的に支えていて、さらに、地方消費者行政における各種「教育・啓発活動」についても主要な財源になっている大事な財源なのです。

これが今年度から大きく削減されています。しかも新しい「消費者行政強化交付金制度」では「2分の1の予算制限」が新設されたことから、これまでと違って自由に交付金を使い回すことが出来なくなりました。この「交付金」の削減問題は、現在地方消費者行政の各種事業に対して甚大な悪影響を与えているのです。本当に深刻です。

ひょうご消費者ネットも、兵庫県からの委託事業予算で各種シンポジウムを実施してきており、今年は兵庫県の頑張りによって何とか事業予算は削減されませんでした。が、来年度以降いつ削減されるかもしれません。そうすると、これまでどおり年何回かのシンポジウムも実施できなくなるかもしれません。

こういふことで、兵庫県弁護士会消費者保護委員会では、昨年8月に、これについての弁護士会の意見書を採択していますし、兵庫県や市町村の消費者行政担当部門と連携していますが、本年度は、日本弁護士連合会からの全国的な要請を受けて、各地方議会に対して「反対の意見書や請願の議決をしてもらう」運動を行ってきました。その結果、兵庫県下では、神戸市議会・姫路市議会・兵庫県議会・尼崎市議会と4つの議会が「交付金を一昨年度レベルに戻してさらに拡充せよ」との請願や意見書を決議してくれたのです。これは、全国的にみると、秋田県（22議会）と大阪府（11議会）千葉県（11議会）に次ぐ第4位の成果です。

しかし、これらの地方議会の請願にもかかわらず、12月末からの予算折衝で交付金予算が復活するかというと、かなり悲観的な状況にあります。これは、国において、消費者の勢力・パワーがさほど評価されていないためだと思われます。消費者庁が弱腰なのは消費者の意思が世論にまだ反映していないからだと思います。そこで、やはり、原理・原則に戻って、県内の消費者諸勢力の連帯・連携がどうしても不可欠だと痛感します。

3、連携のための兵庫県弁護士会の施策について

前回の通信で、「山崎副理事長の野望（その１）」として、山崎省吾が兵庫県弁護士会消費者保護委員会を活性化させて、兵庫県内の諸勢力の「糊になりたい」と宣言しました。これに呼応して毎月の兵庫県弁護士会消費者保護委員会にいろいろな方を招いて意見交換してきました。５月にひょうご消費者ネット（鈴木理事長と金山専務理事）、６月に兵庫県（横山副課長）、８月に元日弁連委員長（国府泰道弁護士）、９月に東京から消費者庁の尾野・地方協力課長に来ていただき、１０月には大森節子・内閣府消費者委員（当ネットの理事でもある）に「内閣府消費者委員会の内実など」を話していただきました。１１月２２日には「５月１２日のシンポジウムのアフター交流会」を開催しました。それでもまだまだ不十分です。

4、平成３１年５月１８日（土曜日）午後（開催時刻と開催場所は未定）からの「地域で防ごう消費者被害 in ひょうごPART 2」の実施について

来年も「地域で防ごう消費者被害 in ひょうご」のシンポジウムを開催いたします。全国でこのような「地域で防ごうシンポジウム」の２回目を実施するところは、東京に次いで兵庫県が２番目なのです。

第１回（平成３０年５月１２日）は池本誠司弁護士（現・内閣府消費者委員会委員長代理）がメイン講師でしたが、今回は、野々山宏弁護士（前・国民生活センター理事長、現・京都消費者契約ネットワーク理事長、現・日弁連消費者問題対策委員会消費者連携プロジェクトチーム座長）をメイン講師としてお呼びします。連携問題の第一人者です。

どうか、いまから楽しみに予定しておいて下さい。

以上



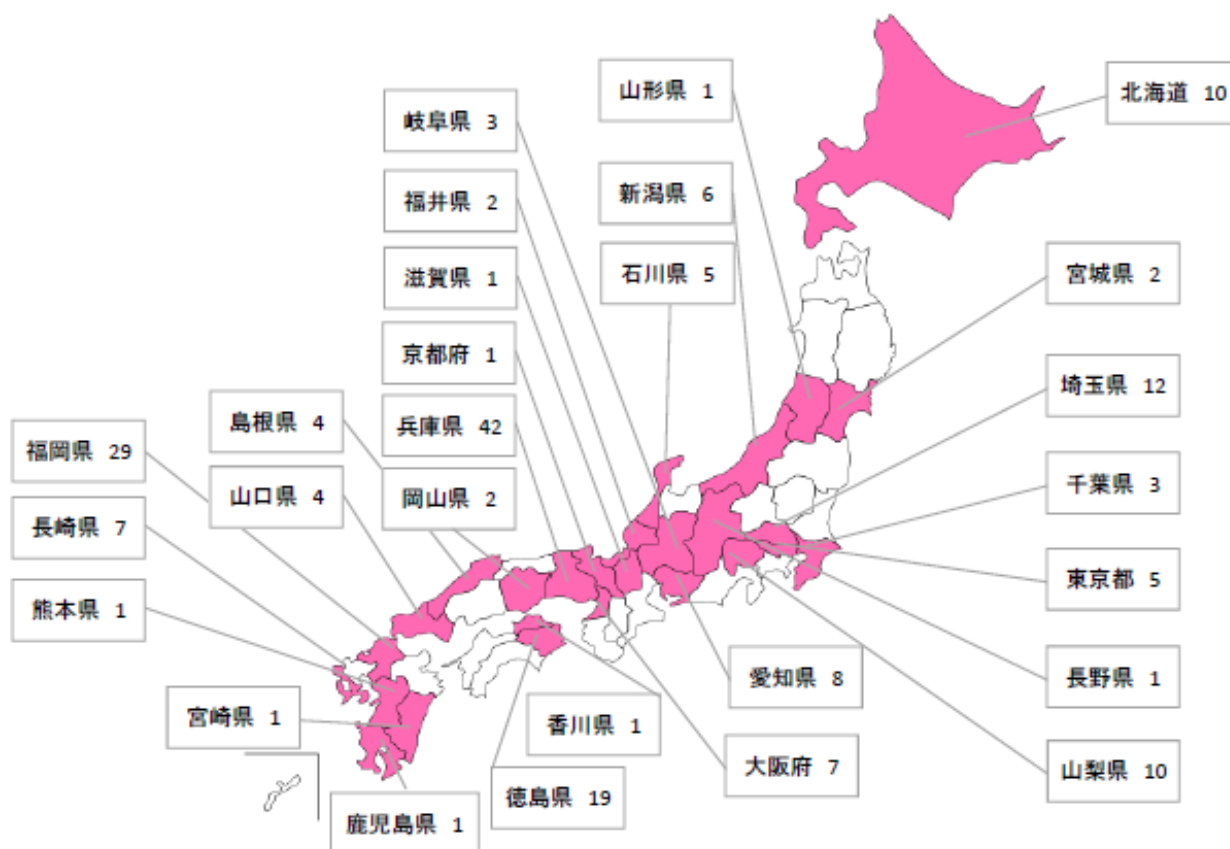
消費者安全確保地域協議会 設置状況

消費者安全確保地域協議会 設置済地方公共団体 [H30 年 11 月末日現在]

地方公共団体から 2018 年 11 月末日までに消費者庁に対して設置報告のあった協議会を掲載しております。

※広域連携による設置を含みます。

担当：消費者教育・地方協力課



民法改正のポイント

－第4回 錯誤について－

理事長 鈴木 尉久

今回は、民法改正で条文の整理がなされた錯誤を取りあげます。錯誤については、いわゆる動機の錯誤が明文化されたため、取引における消費者問題を解決しようとするときに参照しやすくなったのではないかと思います。また、錯誤の効果が無効ではなく取消となったことにも注意が必要です。

第1 錯誤とは

錯誤による意思表示とは、意思表示成立の過程における齟齬によって真意と表示との間に不一致を生じ、しかも表意者自身それを知らない意思表示をいいます。

錯誤には、次の2種類があります。

① 意思不存在の錯誤

民法95条1項1号では「意思表示に対応する意思を欠く錯誤」とされているもので、たとえば、言い間違い・書き間違いや、ポンドとドルは同価値の通貨と誤解して表示した場合です。

② 行為基礎事情の錯誤

民法95条1項2号では「表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤」とされているもので、従前動機の錯誤と呼ばれていたものです。たとえば、近隣に新駅ができるという理由で土地を購入したが、実は新駅の計画など存在していなかった場合や、神戸牛の肉だと思って購入したら、実は乳牛の肉であったという場合などが、これに当たります。

第2 条文構造

	項目	意思不存在の錯誤	行為基礎事情の錯誤
錯誤者の 抗弁	錯誤の存在	・意思表示に対応する意思を欠くこと	・法律行為の基礎事情の認識が真実に反すること ・当該事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたこと
	錯誤の重要性	錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであること	
再抗弁	重過失	錯誤が表意者の重大な過失によること	
錯誤者の 再々抗弁	相手方の悪意重過失	相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったこと	
	共通の錯誤	相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたこと	

第3 錯誤取消しの趣旨

意思表示が行われた場合に、その内容どおりの法律効果が認められるのは、その意思表示に対応した真意があるからであり、意思不存在の錯誤の場合には、真意がなく自己決定による支えがない以上、意思表示としての効力は否定されるべきだと考えられます。

また、契約に拘束力が認められるのは、取引をする人の頭の中で、商品・役務を手に入れる代わりに、お金を支払うという均衡を保った交換がなされることに由来する自己決定があるからだと考えられますが、行為基礎事情の錯誤の場合には、商品・役務と代金との均衡がとれているはずの基礎事情についての認識の誤りがあり、主観的な等価性が破壊されていて自己決定に問題があると言えますから、これによる意思表示の効力は否定される余地があります。ただし、自己決定の前提となる情報収集・分析評価のリスクは、原則として表意者が負担すべきであり、仮に表意者が錯誤に陥っていたとしても、リスクが相手方に転嫁された場合にのみ取消しが可能となると考えられています。

第4 要件

1 錯誤の存在

(1) 意思不存在の錯誤

意思不存在の錯誤は、「意思表示に対応する意思を欠くこと」が要件です。

(2) 行為基礎事情の錯誤

行為基礎事情の錯誤は、①表意者の法律行為の基礎事情の認識が真実に反すること、②当該事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたこと、が要件です。

行為基礎事情とは、表意者が法律行為をする動機を形成するにあたって判断の前提とした事情のことです。

法律行為の基礎事情の「表示」とは、単に、表意者が相手方に対し、自己の個人的動機を一方的に告知したことを意味するものではなく、表意者の表示した行為基礎事情に関する認識を、相手方が了解し、これが当事者双方に共有され契約に取り込まれたこと（法律行為の内容になったこと）を意味すると考えられています。ただし、法律行為の内容になるとは、履行すべき給付内容として約定されたことまでは要求されるものではありません。私的自治・自己決定原則の下では、自己決定に必要な情報の収集・分析評価リスクは表意者の自己責任であるから、行為基礎事情についての誤認のリスクを表意者から相手方へと転嫁することが認められるためには、行為基礎事情に関する認識について両当事者の合意が形成されることが必要であると考えられているのです。

(3) 惹起型錯誤について

惹起型錯誤、すなわち、相手方が表意者の錯誤を惹起した場合は、行為基礎事情の錯誤が認められやすいと考えられます。この点は、消費者救済の一つのツールとなりうるものです。

行為基礎事情に関する認識（動機）が相手方に表示されて法律行為の内容となるかどうかは、実質的には、行為基礎事情についての誤認のリスクを表意者から相手方へと転嫁することが認められるかどうかにかかっていると、惹起型錯誤においては、相手方からの誤った情報提供を表意者が信頼したことが正当であると認められる場合には、リスク転嫁がなされてよいと考えられているのです。

2 錯誤の重要性

錯誤取消しが認められる要件として、錯誤が、法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして、重要なものであることを要します。

3 表意者の重過失

(1) 原則

相手方は、錯誤に陥ったことにつき表意者の重過失があったことを主張立証して、錯誤取消しの効果発生を妨げることができます。

(2) 例外

表意者に重過失がある場合でも、表意者は、①相手方の悪意重過失（相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったこと）、又は、②共通の錯誤（相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたこと）、を主張立証して錯誤取消しを主張することができます。

第5 効果

錯誤に陥った表意者は、錯誤による意思表示を取り消すことができます。錯誤取消しの効果は、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができません。

表意者による錯誤取消しが認められる場合でも、表意者に過失があるときは、不法行為を理由に表意者の損害賠償義務が発生すると考えられています。

以 上

適格消費者団体は、国や行政が本来しなければならない消費者被害の回復や未然防止を肩代わりして行うNPOですが、国や行政からの財政的な支援が十分とは言えません。そこで多くの適格消費者団体は、事務所を借りたり、スタッフを派遣してもらうなど生協など消費者団体の支援を受けています。ところが、消費者庁から特定の事業者（生協）との協力関係を問題視する発言があり、多くの適格消費者団体は苦境に立たされることとなりました。

ひょうご消費者ネットは幸か不幸か消費者庁から指摘されるような事業者との連携はなく、3人で一杯になるような小さな事務所を県から借りています。立ち上げ当初はご厚意で理事である司法書士の事務所をお借りしていましたが、行政の施設を使いたいとの理事の要望を県は受け入れ、今は有料ですが提供された県の施設を使っています。県の施設を使うことで、県から認められた団体であることをアピールできています。

先ほど消費者委員会では適格消費者団体との意見交流会を持ちました。そこで行政からの支援を受けている素晴らしい事例を知りましたのでご紹介します。

神奈川県は2015年から毎年、基本的には100万円前後ぐらいの支援をしています。事務所を移転の際には費用333万円の支援をしています。平成30年4月には条例が改正されて適格消費者団体に対する支援について盛り込まれております。横浜市とも協定を結んでいて、消費者支援かながわの事務所は横浜市消費生活センターの商品テスト室の一部を借りています。認定前は50% offの月額3万でしたが、認定後は無償で使えるようになったとのことです。消費者センターのところに、適格消費者団体の看板も出ていますので、来訪者にはここに一緒にあるのだと分かる様になってるとのことです。

愛知県では条例文書の中に、愛知県に特定適格消費者団体が取得できるように支援するという項目を入れて、平成29年、30年、31年の3年にわたって、金額的には税込み97万2000円ですが、消費者団体訴訟制度や適格消費者団体の活動を県民に知らせるためのシンポジウムを県主催で開催し、それに適格消費者団体を運営団体として指定するという形で支援を受けているということです。

適格消費者団体が地域に根ざして発展するためには行政の支援が不可欠です。この話を材料に行政に強い理事にさらなる行政との連携の交渉をお願いしたところです。

他の団体ではあまり進んでいない企業との連携が進み、50名近い団体賛助会員を抱えるケースに、企業での消費者教育について尋ねました。「高齢者や学校は不十分ながらも行われているが、契約当事者となる就職後の消費者教育が一番低調なので、企業の新人研修や管理職研修、退職時研修などで消費者教育での連携は出来ないのか」と質問しました。それに対して「忙しくて手が回らない。するとすると億単位の費用が必要」とのことでした。

これはひょうご消費者ネットにとっては朗報です。消費者教育のスキルとメンバーを抱えるコネットやC・キッズ・ネットワークの役員を理事に持つひょうご消費者ネットには、1億円の含み資産があるということになります。今後は消費者教育を通じて企業との連携に力を入れたいと強く思いました。

「若い人たちに伝えたい！ ～初の学内講演会～」

2018年9月28日、兵庫県立大学神戸商科キャンパスにおいて、1回生を対象に人権啓発講演会が企画され、「消費者問題はひとつの人権問題だ」との思いから、ひょうご消費者ネットがこの講演会を担当させていただくこととなりました。授業の一環ということもあり、出席者は学生だけでも395名と講堂はほぼ満席です。

はじめに鈴木理事長からひょうご消費者ネットの紹介と簡単なオリエンテーション。関心のある方は入会を！学生割引もありますと案内してもらいました。

続いてカライスコス・アントニオス先生による講演『おいしい話にご用心 ～気づかぬうちにあなたも加害者に～』。2022年4月の成年年齢引き下げを視野に、今は20歳までなら持っている「取消権」という武器が18歳になったとたんになくなること、悪質商法のターゲットになる可能性が増えることを説明されました。また、大学生によくある消費者トラブル（マルチ商法、自己啓発商法など）についての対処法もレクチャーいただきました。人生のかけがえのない「時間」を、トラブルに巻き込まれることで浪費しないという意識を持つことの重要性を説かれました。時折り放つオヤジギャグが滑る場面もありましたが、笑いも出るなど良い雰囲気での講演となりました。

最後は当会会員の本荘 達子相談員による『消費生活相談最前線！』です。相談現場の生の声ということで、若者に多い消費者トラブルの事例紹介や消費生活センターに申し出た場合に実際にはどんな手順で解決につなげるのかを解説いただきました。「自分だけでは解決できないときは消費生活センターに相談してほしい」と、敷居は決して高くないことを力強くアピールされました。

講演会後の学生アンケートでは、

- ・成年年齢引き下げの話を聞いて、消費者問題を身近に感じた。
- ・おいしい話に乗せられて、自分が加害者にならないように気をつけたい。
- ・被害を循環させないために情報を共有することの大切さ、相談することの大切さを知った。
- ・消費生活センターという頼れるところがあると知ることができてよかった。一緒に考えてくれる人がいるだけで安心。

などなど、多くの気づきがあったことを示す感想をいただきました。

今回の講演会は大学カリキュラムの一環ということもあって、大学側事務方や担当教授の方々に多大なご協力をいただきました。連携することの大切さを改めて知ったイベントとなりました。

金山 順子

エーキャップ ACAP(公益社団法人消費者関連専門家会議)との交流会

報告者 理事 松 尾 保 美

ACAPから交流会開催の要望があり、応じる形で2018年11月20日(火)、ひょうご消費者ネットとしては初めて企業団体と交流会を行うことにしました。開催された場所は日本生命神戸支社の会議室。参加者はACAPからACAP理事長の島谷氏(消費科学研究所)をはじめとして22名の方が参加。ひょうご消費者ネットからは鈴木理事長、金山専務理事、他6名の理事が参加しました。

ACAP理事長の島谷氏の開会あいさつで始まり、交流活動委員の江口氏(日本生命)の司会で会議は進行しました。

《会議内容の概要》

1、ひょうご消費者ネットの紹介、及び活動内容について報告を行いました。

○鈴木理事長から

①事業者の不当な勧誘行為や契約条項などをやめさせる差止請求権を行使できる適格性を有した適格消費者団体である。

②最近の主な申し入れ及び差止請求訴訟を行った事例について説明

- ・関西電力(株)の電気供給約款における早収料金と遅収料金の差額について消費者契約法に適合するよう改定の申し入れを行ったところ、直接申し入れに応える形ではないものの改善された
- ・RIZAP(株)の広告等に記載の「30日間全額返金保証」が、不当表示にあたるとして申し入れたところ、迅速に約款をあらため返金関連の様々な制限を撤廃。
- ・(株)ベルカディアに対し、登山等のイベント参加時に免責条項にサインを求めている点の差止を申し入れたところ、話し合いの姿勢がなく、差止請求訴訟を提起。



ACAP 交流会

○金山専務理事から

①若者を巻き込んで行った啓発活動について

- ・シンポジウム「ストップ！ザ泣き寝入り3」等の消費者啓発を行っているが、若者の参加が少なかった。しかし2022年には成年年齢引下げを控え、マルチ商法やネットトラブルなど若者の消費者被害が増加しているため若者への啓発も重要と考え、シンポジウムのパネラーを若者にした。それが功を奏して若者の参加が増えた。
- ・大学へ直接講座を行いたいと申し入れ、学生対象の人権啓発講座で消費者被害防止の啓発を行った。そしてひょうご消費者ネット発行の冊子「大人になる君たちへ」を配布し、好評を得た。今後も、もっと多くの大学に呼び掛けていく。

②当交流会のために事前に作成したレジュメ「事業者との相互理解と連携に向けた基

本姿勢」を配付。消費者市民社会を創るためには消費者と事業者の連携が重要であり、そこに相互協力の可能性があることを伝える。

2、ACAPからは専務理事の坂倉氏による活動紹介と企業の「消費者志向経営推進」について報告があり、次にACAP交流活動委員でもある司会の江口氏から業種別に「企業によせられる消費者の声」がまとめられた表を基にした事例報告がありました。

3、後半はフリーディスカッション形式で前半の各報告について活発な意見交換がなされました。

○消費者啓発関連について

- ・若者は消費者被害を知っていても、自分も被害に遭う可能性を認識していない。成年年齢引下げが近い今、若者への消費者啓発が急がれる。企業の新人研修にも啓発講座を取り入れてはどうだろうか。
- ・ひょうご消費者ネット発行の冊子「大人になる君たちへ」は、消費者庁が発行しているものより、簡潔で分かりやすくて良い。ACAPの会員企業向けにHPで良い資料として紹介したい。
(※当件については、イラストレーターの許可も必要なことから後日回答)
- ・通信関連のトラブルが増えている。小学生も携帯電話を持っているので、小学生から啓発が必要と感じている。親子教室を開き、親と一緒に啓発を行っている企業もある。

○連携について

- ・最近クレーム提起前にSNSに投稿したり、「SNSに載せる」と脅す消費者がいるなど、企業の消費者対応窓口の苦勞話に対し、難解な問題の場合は、消費生活センターなどの公的機関等を間に入れて解決を図る方法もあると提言
- ・前半の事例報告で障がい者が係る問題が社会福祉協議会との連携で解決に漕ぎつけたという話もあったが、他機関との連携は今後ますます高齢者問題も含め重要である。公的介護保険の認定者の場合は地域包括支援センター等の連携も必要。

○その他

- ・エシカル消費、環境問題などSDGsへの関心が高まりつつある。それらに対し、企業も消費者に意見を求められる。SDGsに配慮した事業活動を“消費者志向経営”に挙げている企業も多い。
- ・企業から見た消費者ではなく、自らが消費者であるという認識をベースにして消費者問題を考える姿勢を持ちたい。
- ・ひょうご消費者ネットが準備された「事業者との相互理解と連携に向けた基本姿勢」の内容は素晴らしい。当社の掲示板に貼らせてもらう。

4、閉会挨拶は、鈴木理事長が行いました。

○鈴木理事長挨拶の概要

「いくつかの課題が見え、得ることの多い話し合いだった。消費者はより良い商品により良い企業から買いたい。企業と消費者団体という立場はあるが、同じ志を広げ”消費者市民社会”を構築していきたい」



和気あいあいとした
雰囲気の中、今後も交流
会の開催を約して閉会
となりました。

リレートーク

今回のリレートークは、曾我智史弁護士（尼崎駅前法律事務所）です。曾我先生は、NPO法人のこどもシェルターで副理事長としてもご活躍されています。ご多忙中ご投稿をお願いしましたが、快く活動のご紹介等もしていただきました。

私は、いわゆる消費者被害事件をまあまあやっている方だとは思う。もっとも、私が担当している事件は、ほとんどが少額被害案件であり、被害者（依頼者）から弁護士費用で損したと思われるよう、私が依頼者からいただいている着手金は、おそらく、他の弁護士に比べ低額なはずである。被害回復ができずに、依頼者が「泣き寝入り」する姿もたくさん見てきた。消費者被害事件を担当してきたことにより、被害者を生み出す社会の方がおかしいという感覚が身についている。

しかし、私は、兵庫県弁護士会の消費者弁護士から、“曾我は子どもの権利関係の仕事ばかりして、消費者事件からは離れているのではないか”と思われてはいまいかと心配している。確かに、私は、最近、児童虐待事案や学校事故訴訟や学校との交渉の依頼を受けることが増えてきた。たとえば、子どもの権利関係の活動に没入していくと、本当に居場所のない子どもたちに出会う。なので、私は、そういう子どもたちを保護するために、弁護士有志を募って共に「こどもシェルター」を作った。「こどもシェルター」を運営するためにNPO法人を作ったが、今度は、NPO法人の経営に頭を悩ませなければならなくなった。

要保護の子どもの支援を直接していて気づいた点が何点かあるが、消費者事件との接点で言えば、次の点を言いたい。要保護の子どもたちは、簡単に大人たちに騙されるということである。ただでさえ「弱い」立場にあり、「弱い」状況にある。被害者になった子どもたちを支援する上では、私がこれまでなんとなく身につけてきた（つमり）の「消費者弁護士スピリット」が生きる。要保護の子どもたちが生き抜いてきた世界は、無法地帯といって過言ではない。そこに、法律で介入する。消費者事件でもそうだが、対人援助をする上で、知っておかなければならない法制度や関連する知識は山ほどある。

そして、要保護の子どもたちを自立させ騙されないようにするためには、まず何よりも、生きていくうえで必要な「知識」を身につけさせなければならぬと痛感している。その「知識」の中には、自分を守るための対処法が含まれる。このとき、「消費者教育」の必要性和交錯する。「消費者教育」は、大きくは、よりよい社会を創るために、市民一人一人が身につけておくべき姿勢を得ることに目標があるはずである。この目標に向け「消費者教育」が実践されれば、子どもたちが“悪い大人”から騙されることを減らせるだろうし、自身が大人になったときにも被害に遭う可能性を減らせるはずである。また、「知識」を身につければ、要保護の児童も、あるべき方向性に自立していくはずである。要保護の子ども支援を実践している中で、何らかの被害に遭わないようにするための抜本的な解決策の一つとして、子どもたちにしっかりと「教育」を受けさせ、啓発することが誠に重要であると心底気づかされた。

私は、「消費者教育」の視点をベースに活動領域をもっと広げたいと思っている。私の原点は、消費者被害の救済と防止のための活動である。

ひょうご消費者ネット会員 曾我 智史

今後の活動予定

○平成31年1月20日（日）13：30～15：30 神戸市教育会館 203 号室

上田ゼミ 第1回目 テーマ：投資関連商品の消費者トラブルについて

○平成31年2月17日（日）13：30～15：30 神戸国際会館セミナーハウス 901 号室

上田ゼミ 第2回目 テーマ：（後日決定）

消費生活相談員、弁護士、司法書士等のスキルアップを図ると共に、日頃の相談業務の中での疑問や悩み等を解決すべく、上田孝治弁護士による特別企画ゼミ。定員15名。（個人正会員限定）

※第2回目テーマ選定中 決まり次第HPにてお知らせします。



○平成31年2月9日（土）13：30～16：00 兵庫県民会館 11 階パルテホール

2018 年度 ひょうご消費者ネットシンポジウム

「投資も仮想通貨もみんなで学べばこわくない！」

～荒井哲朗弁護士による消費者投資トラブル最新情報～

投資まがいの商品や仮想通貨などの新たな金融商品とそれにまつわるトラブルの最新情報を紹介し、その仕組みやトラブル解決策を学ぶ。基調講演の荒井哲朗弁護士は、テレビや新聞にも多数コメントあり。定員120名。



○平成31年3月16日（土）13：30～16：00 兵庫県民会館 9 階けんみんホール

ひょうご消費者セミナー2018

テーマ「世の中うまい話はない！～消費者被害は、こう始まる～」

毎年恒例の消費者セミナーですが、今年度は兵庫県も加わり、「兵庫県、兵庫県生活協同組合連合会、生活協同組合コープこうべ、消費者支援機構関西、ひょうご消費者ネット」の5者連携による実行委員会と消費者庁との主催により開催します。

講演会の講師は、テレビ「行列のできる法律相談所」「スッキリ」「みんなのニュース報道ランナー」でお馴染みの**弁護士 菊地幸夫さん**を迎えて、消費者被害とその防止についてお話いただきます。

ひょうご消費者ネット/KC'sの活動報告は、○×クイズで行います。

定員350名。

特定非営利活動法人
ひょうご消費者ネット